

肉用牛肥育経営安定交付金制度

登録生産者の皆さんへ

令和3年10月販売肥育牛の牛マルキン交付金単価(概算払)が下表のとおり公表されました。生産者の皆様方におかれましても、肉用牛肥育経営安定交付金制度の意義と実状をご理解いただきご協力をお願いいたします。

1頭あたり(令和3年10月販売牛)

(単位:円/頭)

肉用牛肥育経営安定交付金制度	肉専用種 (静岡県)	交雑種	乳用種
標準的販売価格 (A)	1,222,088	695,474	455,320
うち 主産物価格 $a \times b$	1,212,536	688,848	451,023
枝肉市場価格(円/kg) a	2,314	1,356	1,009
枝肉重量(kg) b	524	508	447
標準的生産費 (B)	1,121,219	716,824	481,740
うち もと畜費	635,492	344,052	210,929
うち 飼料費	299,722	275,580	204,444
うち 労働費	87,741	40,181	22,320
差額(C) = (A) - (B)	100,869	△21,350	△26,420
交付金単価 (D) = (C) × 0.9	—	19,215.0	23,778.0
暫定交付金単価(概算払)(D) - 6,000	—	13,215.0	17,778.0

※インターネット環境のある皆さんは

「Alic 牛マルキン 交付金単価」で検索いただくと詳細の確認ができます。

<http://www.alic.go.jp/> から

☆牛マルキンの肥育牛申込は14ヶ月齢までに。
☆改良センターへの転入、転出届けと牛マルキンへの販売、削除報告は速やかに行いましょう。